

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

2024年(令和6年)12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤沢市情報公開条例の一部改正)

第1条 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号、同条第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号及び第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第4条 藤沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成17年藤沢市条例第

36号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この条において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この条において「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下この条において「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前

に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の藤沢市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第1号及び第5項第2号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例において規定の整理をする必要による。